

東大阪モノづくり体験塾 会則

(名称)

第 1 条 本会は、「東大阪モノづくり体験塾」と称する。

(構成員)

第 2 条 本会の構成員は、本会の活動に賛同する東大阪市および近隣地域の企業及び個人事業者、高校・大学校等の教育機関、地方公共団体並びに地域住民等をもって構成する。

(目的)

第 3 条 本会は、高校生や大学生等を対象に、本モノづくり体験塾での体験学習等を通じて、地域企業と住民、高校・大学校等の教育機関、行政等が交流することにより、東大阪のモノづくりで活躍し得る「人材」を発掘し若者等の就職支援に繋げると共に、地域モノづくり企業・教育機関等の発展に寄与し、もって地域に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「東大阪モノづくり体験塾」
 - イ. 東大阪市内等の製造業やモノづくり町工場等でのモノづくり体験
 - ロ. モノづくり体験を通じた「聞き書き」「試作」「研究調査」
 - ハ. その他モノづくりに関連する体験学習等
- (2) 「東大阪モノづくり体験フォーラム」等の開催
- (3) 「東大阪モノづくり体験塾」の広報活動
- (4) 上記に付帯する事業

(知的財産)

第 5 条 第4条に基づく事業で行った創作物に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権に関する権利は本会に帰属するものとする。但し、本会と塾生受入企業との合意によりこれら権利を企業また体験塾生に帰属させることを妨げない。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

代表 1 名、副代表 1 名、幹事 若干名、事務局長 1 名、監査役 1 名

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第 8 条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代行する。

3 幹事は、本会の運営全般を掌る。

4 事務局長は、本会の事務および出納を掌る。

5 監査役は、本会の業務および会計を監査する。

(事務所)

第 9 条 本会の事務所を次の通り「クリエイション・コア東大阪」に置く。

〒577-0011

東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館 310 号
株式会社 大阪シティソリューション内

(実行委員会)

第 10 条 本会の事業を円滑に実施するため、適時「東大阪モノづくり体験塾実行委員会」を開催する。

2 本委員会は、第2条で定める構成員のうち「東大阪モノづくり体験塾」運営への参画を希望し、本会代表が承認した者をもって構成する。

3 本委員会の委員長は本会代表、副委員長は本会副代表とする。

4 本委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

5 必要に応じオブザーバーとして関係者の参加を認めるものとする。

(経費等)

第 11 条 本会の経費は、賛助金・助成金・寄付金その他収入をもってあてる。

(事業年度)

第 12 条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(総会)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後2ヵ月以内に代表が召集する。

2 総会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告書、収支計算書
 - (2) 役員を選出
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他重要な事項
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(その他)

第14条 この会則に定めない事項または会則に疑義が生じた場合は、役員の過半数をもって決定する。

付則

- 1 この会則は、平成29年9月26日から施行する。
- 2 令和元年5月22日改定する。

東大阪モノづくり体験塾 役員

担当	氏名	所属
代表	西 簾 和 明	近畿大学理工学部
副代表	川 勝 親	株式会社 川勝熔工所
幹 事	仁 張 正 之	株式会社 仁張工作所
幹 事	道 場 誠 司	株式会社 モールドサポート
幹 事	山 元 賢 一	日新技研株式会社
事務局長	酒 井 孝 司	株式会社 大阪シティソリューション
監査役	堺 敏 一	株式会社 電業